令　和　6　年　2　月　2　8　日

農林水産省大臣官房予算課

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社小野組
新潟県胎内市西栄町2－23

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　6　年　2　月 28 日 ～ 令和　6　年　6　月 27 日　（　4　ヵ月）

北陸区域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

3　指名停止理由

株式会社小野組の常務取締役は、新発田地域振興局農村整備部が発注した「平木田柳原地区取水工第1次工事（農林水産省補助事業）」の競争入札に関し、令和5年10月11日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された後、有罪判決を受けて刑が確定した。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8　　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ　当該区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内